

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【公表番号】特表2015-533649(P2015-533649A)

【公表日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-074

【出願番号】特願2015-541719(P2015-541719)

【国際特許分類】

B 07 C 5/36 (2006.01)

B 65 G 47/40 (2006.01)

B 07 C 5/16 (2006.01)

【F I】

B 07 C 5/36

B 65 G 47/40

B 07 C 5/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月7日(2016.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品搬送器であって、コンベヤーに対する接続のために構成された設置部と、該設置部に対して回転可能に接続され且つ前記設置部に対して第1の回転軸線周りに回転可能な接続部材と、該接続部材に対して回転可能に接続され且つ前記接続部材に対して第2の回転軸線周りに回転可能な搬送部と、を具備し、前記第1の回転軸線は、前記第2の回転軸線から離され、且つ、解放可能に拘束可能な搬送器支持手段が、拘束状態にあるときに搬送ポジションで前記搬送部を支持し且つ拘束解除状態にあるときに前記搬送部の放出ポジションへの回転を可能とするように構成された、物品搬送器。

【請求項2】

前記第1の回転軸線及び前記第2の回転軸線が、当該物品搬送器の使用時の移動方向に対して略平行である、請求項1に記載の物品搬送器。

【請求項3】

前記搬送部は、前記解放可能に拘束可能な搬送器支持手段が拘束状態にあるときに前記接続部材に対する前記搬送部の回転を制限するように構成された回転制限部を具備する、請求項1又は請求項2に記載の物品搬送器。

【請求項4】

前記回転制限部が前記接続部材に支承する、請求項3に記載の物品搬送器。

【請求項5】

前記搬送部は、前記解放可能に拘束可能な搬送器支持手段が前記拘束解除状態にあるときに前記回転制限部が前記接続部材に支承しない計量ポジションへと移動可能である、請求項1から請求項4のいずれか一項に記載の物品搬送器。

【請求項6】

前記解放可能に拘束可能な搬送器支持手段が、オーバーセンター連結部を具備する、請求項1から請求項5のいずれか一項に記載の物品搬送器。

【請求項7】

前記オーバーセンター連結部が、前記設置部に対して回転可能に接続された、請求項6に記載の物品搬送器。

【請求項8】

前記オーバーセンター連結部が、前記接続部材に対して回転可能に接続された、請求項6又は請求項7に記載の物品搬送器。

【請求項9】

前記オーバーセンター連結部と前記接続部材との間の接続部が前記第2の回転軸線と同一線上にある、請求項8に記載の物品搬送器。

【請求項10】

前記オーバーセンター連結部が、前記設置部に対して接続された第1の部分と、前記接続部材に対して接続された第2の部分と、を具備し、前記第1の部分及び前記第2の部分が、回転可能に接続された、請求項6に記載の物品搬送器。

【請求項11】

前記オーバーセンター連結部の前記第1の部分が、前記オーバーセンター連結部を拘束解除ポジションへと移動させるためのトリガー部を具備する、請求項10に記載の物品搬送器。

【請求項12】

当該物品搬送器が複数の搬送部を有する、請求項1から請求項11のいずれか一項に記載の物品搬送器。

【請求項13】

当該物品搬送器が、前記設置部の中心平面の両側において少なくとも1つの搬送部を具備する、請求項1から請求項12のいずれか一項に記載の物品搬送器。

【請求項14】

当該物品搬送器が少なくとも1つの対称平面を有する、請求項1から請求項13のいずれか一項に記載の物品搬送器。

【請求項15】

当該物品搬送器が2つの対称平面を有する、請求項14に記載の物品搬送器。

【請求項16】

請求項1から請求項15のいずれか一項に記載の物品搬送器を複数具備する分類装置。